

流行性角結膜炎 届出基準の新旧対照表

新	旧
<p>3 7 流行性角結膜炎</p> <p>(1) 定義 アデノウイルス <u>D種の</u> 8、37、<u>53、54、56、64/19a</u> 型などによる眼感染症である。</p> <p>(2) 臨床的特徴 約1～2週間の潜伏期の後、急性濾胞性結膜炎の臨床症状を示して発病する。結膜の浮腫や充血、眼瞼浮腫が強く、流涙や眼脂を伴う。<u>結膜出血点の存在は特異性が高い。</u>耳前リンパ節の腫脹と圧痛をきたす場合が多い。角膜にはび慢性表層角膜炎や<u>多発性角膜上皮下浸潤</u>がみられ、異物感、眼痛を訴えることがある。偽膜を伴うことも多い。<u>通常、発病後2～3週間程度で治癒する。感染性が大変強く、家庭内感染や院内感染を起こすことが多い。</u></p> <p>(3) 届出基準 ア 患者（確定例） 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から流行性角結膜炎が疑われ、かつ、(4) <u>又は（5）を満たすこと</u>により、流行性角結膜炎患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p> <p>イ 感染症死亡者の死体 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から流行性角結膜炎が疑われ、かつ、(4) <u>又は（5）を満たすこと</u>により、流行性角結膜炎により死亡した</p>	<p>3 7 流行性角結膜炎</p> <p>(1) 定義 アデノウイルス 8、<u>19</u>、37、<u>4</u>型などによる眼感染症である。</p> <p>(2) 臨床的特徴 約1～2週間の潜伏期の後、急性濾胞性結膜炎の臨床症状を示して発病する。結膜の浮腫や充血、眼瞼浮腫が強く、流涙や眼脂を伴う。耳前リンパ節の腫脅と圧痛を來す。角膜にはび慢性表層角膜症がみられ、異物感、眼痛を訴えることがある。偽膜を伴うことも多い。発病後2～3週間で治癒することが多い。</p> <p>(3) 届出基準 ア 患者（確定例） 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見から流行性角結膜炎が疑われ、かつ、(4)により、流行性角結膜炎患者と診断した場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p> <p>イ 感染症死亡者の死体 指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、流行性角結膜炎が疑われ、かつ、(4)により、流行性角結膜炎により死亡したと判断した場合には、</p>

流行性角結膜炎 届出基準の新旧対照表

新	旧						
<p>と判断した場合には、法第 14 条第 2 項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p> <p>(4) 届出のために必要な臨床症状等</p> <p><u>急性濾胞性結膜炎の臨床症状があり、かつ、下記のうち 1 つ以上に該当すること。</u></p> <p>ア 家族に流行性角結膜炎の患者がいること イ 耳前リンパ節腫脹・圧痛の臨床所見があること ウ 多発性角膜上皮下浸潤の臨床所見があること エ 偽膜あるいは多数の結膜出血点の臨床所見があること</p> <p>(5) 届出のために必要な検査所見</p> <p>次の表の左欄に掲げるいずれかの検査法によること</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 5px;">検査方法</th><th style="text-align: left; padding: 5px;">検査材料</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>迅速診断キットによるアデノウイルス抗原の検出</u></td><td style="padding: 5px;"><u>結膜ぬぐい液又は結膜滲出液を含む涙液</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>PCR 法によるアデノウイルス遺伝子の検出</u></td><td style="padding: 5px;"></td></tr> </tbody> </table>	検査方法	検査材料	<u>迅速診断キットによるアデノウイルス抗原の検出</u>	<u>結膜ぬぐい液又は結膜滲出液を含む涙液</u>	<u>PCR 法によるアデノウイルス遺伝子の検出</u>		<p>法第 14 条第 2 項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</p> <p>(4) 届出のために必要な臨床症状 <u>(下記のうち 2 つ以上)</u></p> <p>ア 重症な急性濾胞性結膜炎 イ 角膜点状上皮下混濁 ウ 耳前リンパ節腫脹・圧痛</p>
検査方法	検査材料						
<u>迅速診断キットによるアデノウイルス抗原の検出</u>	<u>結膜ぬぐい液又は結膜滲出液を含む涙液</u>						
<u>PCR 法によるアデノウイルス遺伝子の検出</u>							